

# 事業の概要及び留意事項

経営体育成支援事業	
事業 内容	<p>目標地図に位置付けられると見込まれる者が、農業経営の発展・改善を目的として、金融機関からの融資を活用して農業用機械等を取得する場合に、取得に要する経費から融資等の額を除いた自己負担額について助成します。</p> <p>(1) 融資主体支援タイプ 農業者が経営基盤を確立し、更に発展するために必要な農業用機械・施設の導入を支援します。</p> <p>(2) 融資主体支援タイプのうち先進的農業経営確立支援タイプ より高い目標をもって、農業経営体の主体性を発揮した取組や、より規模拡大を図るための取組等を行うために必要な農業用機械・施設の導入を支援します。</p> <p>(例) ・トラクター、田植機、コンバイン、ドローンなどの農業用機械の取得 ・乾燥調製施設、集出荷施設、農畜産物加工施設などの施設の取得(耐用年数が20年以下のものに限る。) ・ビニールハウスの整備 など</p>
事業 年度	<p>令和6年度 ※年度内に事業着手及び完了可能であること。</p>
助成 対象者	<p>目標地図に位置付けられると見込まれる者(実質化された人・農地プランの中心経営体など)</p>
補助率	<p><b>10分の3以内</b> ※次の①～③により算定した金額のうち、一番低い額が助成金額となります。</p> <p>＜計算方法＞</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <p>①＝事業費(税抜)×3/10</p> <p>②＝融資額</p> <p>③＝事業費(税込)－融資額</p> </div> <div style="width: 65%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【例】1,188万円(税込)のトラクターを400万円の融資を受けて購入する場合</p> <p style="margin-left: 20px;">①＝330万円(1,100万円(税抜)×3/10)</p> <p style="margin-left: 20px;">②＝400万円</p> <p style="margin-left: 20px;">③＝788万円(1,188万円－400万円)</p> <p style="margin-left: 20px;">以上の算定から、一番低い額は①330万となりますが、上限額が300万円なので助成額は300万円になります。</p> </div> </div> <p>＜各支援タイプの上限額＞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資主体支援タイプ : 法人・個人問わず 300万円 目標年度の経営面積が一定の基準以上の場合 600万円</li> <li>・融資主体支援タイプのうち先進的農業経営確立支援タイプ: 法人1,500万円、個人1,000万円</li> </ul>
成果 目標	<p>事業実施の翌々年度に達成すべき目標を設定し、取組んでいただきます。(今回は令和8年度が目標年度) 具体的な成果目標の設定は、本調査後に個別に実施しますので、予め、どの目標を立てるか検討してください。 詳細は裏面をご確認ください。</p>
融資 機関	<p>農業協同組合、農業協同組合連合会、農林中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、銀行、信用金庫、信用協同組合、都道府県</p> <p><b>※融資を受けられない場合は、本事業の対象となりません。事前に金融機関に御確認ください。</b></p>
留意 事項	<p>◆要望にあたっては、特に以下の点を確認願います。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 成果目標の達成は確実か。</li> <li>② 融資を受けられる見込みはあるか。</li> <li>③ 事業費が整備内容ごとに50万円以上であるか。例えば、トラクターとアタッチメントを導入する場合などは、それぞれが50万円以上である必要があります。(注: 入札減等により、結果的に50万円未満となった場合は補助対象外。)</li> <li>④ 耐用年数が概ね20年以下であるか。耐用年数20年超の建物は対象外。</li> <li>⑤ 運搬用トラック、倉庫、フォークリフト、ショベルローダー、バックホー等農業経営の用途以外の用途に供されるような汎用性の高いものではないこと。</li> <li>⑥ 事業の採択については、来年度の5月頃判明します。事業が採択となった場合は、原則3社以上の見積を取し、最も安い業者に発注することとなります。また、実際に発注できるのは、例年9月頃ですので、例えば、導入予定の機器を来春に使用することは事実上不可能です。</li> <li>⑦ <u>機器等の単純更新ではないこと。</u>例えば、<u>現有の60PSトラクターの代替として、事業で60PSトラクターを導入することはできません。</u>また、<u>経営の発展・拡大に真に必要な規格の機器等を選定する必要があります。</u> (過剰投資は認められません。)</li> </ol>

(裏面に続く)

成果 目標 (例:融 資主体 支援タイ プ)	事業実施の翌々年度に達成すべき目標を設定し、取り組んでいただきます。(今回は令和8年度が目標年度)	
	【必須目標】	
	付加価値額の拡大	付加価値額(収入総額－費用総額＋人件費)の拡大に取り組む。
	【選択目標】 次の①～③のうち、2つ以上を設定する必要があります。	
	①農産物の価値向上	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による農産物の品質向上、新たな販売方式の導入による農産物の価値向上に取り組む。 または、輸出や、異分野の事業者との連携により農産物の新たな市場開拓に取り組む。
	②単位面積当たりの収量の増加	新品種の導入、栽培管理技術の改善等による単位面積当たりの収量の増加に取り組む。
	③経営コストの縮減	栽培管理技術の改善、作業の効率化、生産資材の効率利用等により経営コスト(農産物の生産・流通その他経営に係るコストを含む。)の縮減に取り組む。
	【事業関連取組目標】	目標年度までに実施することとしてポイント化した場合にあっては、対応する項目を設定すること。
	①経営面積の拡大	利用権の設定等、又は農作業の受託をして、現状より経営面積の拡大を行う。
	②労働時間の縮減	栽培・管理技術の改善、作業の効率化等により、農作業の一部又は全部の労働時間の削減に取り組む。
	③経営管理の高度化	ア 農業経営の法人化を行う。
		イ 青色申告承認申請書を提出し、青色申告を行う。
		ウ 有機JASの認証を受けている面積を拡大する。
	④他産業との連携	ア 生産・加工・販売の一体化を行う。
		イ 異分野の事業者と連携し、生産現場でのICT・IoT活用、物流の効率化、外食産業や小売業等との契約栽培等の経営の高度化を行う。
※目標を達成できない場合は、補助金の返還を求められる場合があります。		